

長崎県北松浦郡佐々町長 古庄 剛

変更契約の内容に関する事項の公表について

下記のとおり変更契約を行いましたので、その内容を公表します。

記

工 事 名	令和 5年度 町道中央海岸線舗装補修工事（1工区）
工 事 場 所	長崎県北松浦郡佐々町本田原免 地内
工 事 概 要	工事延長 L=145m
請 負 業 者	長崎県佐世保市福石町4番19号 西部道路(株) 代表取締役 本岡 眞
変 更 内 容	工事延長 L=155m→145m 路盤工・舗装工 A=1,450m ² →1,340m ² マンホール工 N=14箇所→3箇所 区画線工 L=622m→582m
変 更 理 由	・請負業者による設計図書の照査の結果、当初施工方法の路盤改良の作業に伴い、路盤材とセメントを攪拌する時にセメントが店舗や車両に飛散する恐れがあると判明した。また、夜間施工であることからどの範囲まで飛散しているのかの確認が難しく、飛散対策が困難なため、現場環境に配慮した部分打替え工法（長寿命化舗装）に変更した。また、工法変更に伴い舗装範囲を減じた。（L=155m→145m A=1,450m²→1,340m²） ・マンホール調整に伴い、マンホール内を現地調査したところ、部材の腐食が進行しており、再利用することができなかったため、部材の追加を行った。（マンホール工 N=1式） ・その他、諸数量の変更を行った。
変 更 契 約 日	令和 6年 2月29日
変 更 前 契 約 額	27,852,000円 （内消費税額 2,532,000円）
変 更 額	増 2,146,100円 （内消費税額 195,100円）
変 更 後 契 約 額	29,998,100円 （内消費税額 2,727,100円）
変 更 前 工 期	令和 5年10月 6日 155日間 令和 6年 3月 8日
変 更 後 工 期	令和 5年10月 6日 155日間 令和 6年 3月 8日
そ の 他	第 1 回変更